

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会

第43回「地域密着型サービス運営委員会」

資料2

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の募集
方針について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の募集方針について

1. 公募制の実施について

(1) 現状

- ・本市では、平成24年度の定期巡回・随時対応型サービスの創設時より公募による整備促進を実施。
- ・平成29年度までに市内11事業所（各区1、北区・西区は2）を整備。第7期計画（平成30～令和2年度）においても公募による整備を進め、現在17事業所となっている。

※令和2年度に中央区の1事業所を選定（令和3年4月1日指定予定）

<第7期の公募の実施状況>

平成30年度：7区で公募（東灘、灘、中央、兵庫、長田、須磨、垂水）

令和元年度：5区で公募（灘、中央、兵庫、長田、北、西）

令和2年度：3区で公募（灘、中央、兵庫） ※下線は応募があった区

- ・灘区、兵庫区は第7期3年間で公募の要件を満たした応募がない。また全体として応募が少ないことが課題となっている。
- ・既存事業所の状況については、本サービスの採算ラインが1事業所当たり21人と言われている中、本市では平均で概ね13～16人程度で推移している。一方で、人材不足により、新規利用者を断るケースもあると聞いている。
- ・さらに、多くの事業所で人材の確保が課題となっており、これらにより、過去に、撤退又は休止を検討した事業所もある。

(2) 第8期（令和3年度～5年度）について

- ・兵庫県はこれまで、2025年までに県下300事業所（概ね中学校区単位に1事業所）を目標としていたが、県第8期計画では「看護小規模多機能型居宅介護の推進と合わせ2030年度までに300事業所」と整備目標を見直し。

※兵庫県内の定期巡回事業所数：74事業所

- ・本市では、県の方針も踏まえ、第8期計画においても本サービスの整備拡大を図ることとしている。
- ・令和3年度については引き続き公募による整備を行うが、従来から公募制の見直しを検討しており、公募制の是非も含めた今後の整備の在り方について、検討が必要。

(参考) 他都市の状況

政令市20市のうち、定期巡回事業所を指定するにあたって公募制を採用しているのは、本市含めて7市。

◆公募制を廃止した際に生じる変更

①区・あんしんすこやかセンター圏域の制限がなくなる。

(従来)

- ・公募で指定された区でしか応募できないのに加え、既に定期巡回事業所があるあんしんすこやかセンター圏域には応募ができない。

※実際の間い合わせで、既存の特養や訪問介護事業所等に併設できないため断念したケースがあった。

(変更後)

- ・市内の希望する場所で開設が可能となる（他の地域密着型サービスと同様）
- ・区域の制限がないためサービスの提供範囲が広がる（ex 区境の事業所で区を跨いだサービス提供が可能となる。）

②随時開設が可能となる

(従来)

- ・9月の事業者選定後、指定申請を経て、翌年4月1日までに開設しなければならない。

(変更後)

- ・通常の指定サービスと同様、開設時期のしぼりがなくなる。

※開設補助金について、公募制では整備事業所数を決めているため、必要上限額を確保することが可能だが、公募制廃止後は補助金の適用予定を把握する工夫が必要。（他都市では、前年度に開設希望事業所に補助金申請の意向を提出させるなどして対応）

③指定基準をクリアしていれば開設が可能となる

(従来)

- ・公募の際に運営実績や事業計画、資金計画等に関する書類を提出。これに基づく採点（足切り点を設定）を経て選定されなければ指定申請ができない。

(変更後)

- ・他サービスと同じく、指定手続きのみになる。

2. 令和3年度の募集方針案

- ・ 現在、複数事業所のない灘・兵庫区と、北区・西区に1事業所ずつ追加整備する。
- ・ 指定区域は、行政区とする。
- ・ 既存事業所が所在するあんしんすこやかセンター圏域外に事業所を置くものとする。
- ・ 指定期間は指定日から6年間（更新有）。
- ・ 指定期間の6年間において、今後の利用者数などの状況によっては、更なる追加整備や、公募制を廃止する場合がある。

3. 応募事業所の選定方法について

公募による事業者の募集・選定については、別途福祉局内に、外部委員を含む非公開の選定委員会を設置し、選定を行う。

(構成)

外部委員	(分野)	学識経験者 ケアマネジャー 医療関係者 地域住民 被保険者 弁護士・公認会計士
行政		

4. スケジュールについて

令和3年(2021年)

- 3月 地域密着型サービス運営委員会
指定区域・指定期間・公募事業所数・選定委員会設置の承認
- 6月上旬 (第1回) 選定委員会：募集要項、採点基準の決定
募集開始
- 7月上旬 募集締切
事業者へのヒアリング・現地確認等
- 9月上旬 (第2回) 選定委員会：採点・選定

令和4年(2022年)

- 1月上旬 事業者による指定申請書類提出
 - 3月1日～ 事業者指定・サービス提供開始
- (事業者の判断で補助金が不要の場合は前倒し可能)

※第2回選定委員会後に開催される地域密着型サービス運営委員会にて、選定結果を報告。

< 1 > 補助制度 ※令和 3 年度予定単価

(1) 開設に関する補助金

① 「開設準備経費補助金 (ソフト)」

- ・ 対象経費：事業所開設時の人件費、設備費、システム・端末費及び設置費等
- ・ 補助額：1 事業所あたり 14,000 千円 (上限額)
- ・ 負担割合：兵庫県 10/10

② 「施設整備費補助金 (ハード)」

- ・ 対象経費：建築費・改修費
- ・ 補助額：1 事業所あたり 5,940 千円 (上限額)
- ・ 負担割合：兵庫県 10/10

③ 「施設整備補助金 2 (ハード)」

- ・ 対象経費：7,560 千円を超える建築費・改修費
- ・ 補助額：3,780 千円 (上限)
- ・ 負担割合：県 1/3、市 1/3、事業者 1/3

(2) 運営に関する補助金

① 「定期巡回サービス事業者参入促進事業」

- ・ 補助対象：新たに定期巡回サービスを実施する事業者
- ・ 補助対象経費：
 - 利用人数が 21 人未満の月に支出した人件費から定期巡回サービスに係る介護報酬収入及び利用者収入等を差し引いた額の合計額
- ・ 補助基準額：

区分	上限額
単独事業所の場合	11,448 千円
特養・老健併設の場合	10,494 千円
サービス付き高齢者向け住宅・有料併設の場合	5,724 千円

※補助対象経費と補助基準額のいずれか低い額

- ・ 補助期間：1 年間
- ・ 負担割合：県 1/2、市 1/2

② 賃料補助

- ・ 補助対象：新たに定期巡回・随時対応サービスを提供する事業者で、事務所を賃貸借契約に基づき借り受けている事業者
- ・ 補助額：2,520 千円を上限とする (3,780 千円×2/3)
- ・ 補助期間：サービス開始から最長 3 年間
- ・ 負担割合：神戸市 1/3、兵庫県 1/3、事業者 1/3

③定期巡回サービス訪問看護充実支援補助事業

定期巡回サービスへの訪問看護ステーションの参入を促進するとともに、訪問看護の利用回数が多い対象者の利用拡大を図るため、要介護3以上の利用者に対して一定回数の訪問看護サービスを行った場合、一定額を補助する。

・補助単価

要 介 護	補助基準額	訪問回数
3	3,000	4回
	11,000	5回
	19,000	6回以上
4	3,000	4回
	11,000	5回
	19,000	6回
	27,000	7回以上
5	3,000	5回
	11,000	6回
	19,000	7回
	28,000	8回以上

補助率：兵庫県 3 / 4 神戸市 1 / 4

<2>県の整備方針

兵庫県老人福祉計画（第8期介護保険事業支援計画）

【現状と課題】

- 制度は徐々に浸透し、1事業所あたりの平均利用者数は19.3人（2020（令和2）年9月末現在）と、一般的に事業所の採算ベースとされる平均利用者数21人に近づいていますが、引き続きサービス内容の浸透を図る必要があります。
- 2020（令和2）年10月1日現在、事業所が所在する市町は25市町、事業所数は70事業所と第7期計画期間中に5市町、23事業所の増加となっていますが、訪問看護事業者との連携が必要なこと、人材不足による従事者確保の課題、訪問のための移動距離に時間を要する郡部では従事者1人で訪問できる利用者数が少なくなる等の課題から、十分な新規参入が進んでおらず、目標値（2020（令和2）年度：180事業所）を下回っています。

【施策の方向性】

- 地域包括ケアシステムの構築に欠かすことのできないサービスとして市町が積極的かつ計画的に事業参入の促進に取り組むよう働きかけるとともに、県はサービスの普及拡大と質の確保のための支援策を講じます。これにより、郡部で同様の機能が期待できる看護小規模多機能居宅介護事業所の推進と合わせて、2030（令和22）年には各市町の概ね日常生活圏域（中学校区単位）に相当する圏域に1か所（県内約300）を目標に整備を進めていきます。

神戸市定期巡回・随時対応型訪問介護看護公募指定に係る公募選定委員会開催要綱

平成24年7月17日

保健福祉局長決定

令和2年4月1日

福祉局長決定

(趣旨)

第1条 神戸市が定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者を公募選定するにあたって、中立性・公平性を確保するため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者選考に関する審査基準」(以下「審査基準」)をもとに専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、「神戸市定期巡回・随時対応型訪問介護看護公募指定に係る公募選定委員会」(以下「委員会」)を開催する。

(委員)

第2条 委員会に参加する委員は、学識経験者をはじめ、ケアマネジャー、医療関係者、地域住民、介護保険被保険者、弁護士・公認会計士及び市関係職員のうちから、市長が委嘱する。

2 前項の規程により委嘱する委員の人数は、9名以内とする。

3 委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。(会長の指名等)

第3条 福祉局長(以下「局長」)は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(委員会の非公開)

第4条 委員会において、神戸市情報公開条例第10条第4項に該当すると認められる情報について意見交換を行うため、委員会は、これを非公開とする。

(選定基準)

第5条 審査基準については別表によるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は福祉局介護保険課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に必要な事項は福祉局長が定める。

附則(平成24年7月17日決裁)

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。

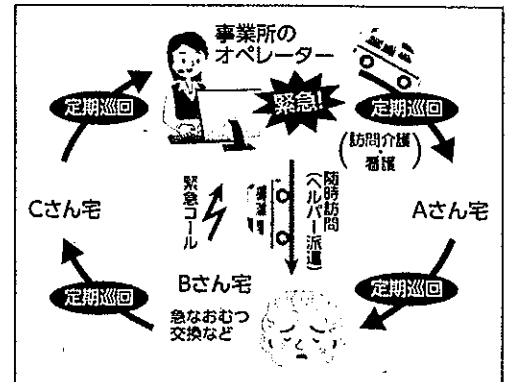
附則(令和2年4月1日改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス(以下「定期巡回サービス」)は、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期の巡回訪問と随時の対応を行うサービス。
- 1日複数回の訪問により、利用者の日々の心身の状況の把握が可能。
- 介護報酬は、一月単位の包括報酬。
- 次の2つの類型を定義。
 - 1つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型事業所」
 - 事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型事業所」



24時間対応型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)のイメージ

2. 現在の整備状況

指定区域	事業所名	法人名	事業形態	指定	指定期間
				年月日	満了日
東灘	住吉定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター	(福) 神戸老人ホーム	連携型	H25.1.1	R6.3.31
	やさしい手東灘定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(株) やさしい手	連携型	H31.2.1	R6.3.31
灘	うみのほし定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(福) 神戸海星会	一体型 連携型 (一部)	H26.1.1	R7.3.31
中央	コウダイケアコールセンター	コウダイケアサービス(株)	一体型 連携型 (一部)	H25.1.1	R6.3.31
兵庫	コウダイケアコールセンター兵庫	コウダイケアサービス(株)	連携型	H26.1.1	R7.3.31
北	なでしこ藤原台	(福) 恩賜財団済生会支部兵庫県済生会	連携型	H25.1.1	R6.3.31
	さくらホーム定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(福) やすらぎ福祉会	連携型	H27.4.1	R8.3.31
	コウダイケアコールセンター神戸北	コウダイケアサービス(株)	一体型 連携型	R2.4.1	R8.3.31
長田	高齢者ケアセンターながたホームヘルプサービス	(福) 神戸福生会	連携型	H25.1.1	R6.3.31
	訪問介護事業所 かなえ場	(株) Happy	連携型	R2.4.1	R8.3.31

指定 区域	事業所名	法人名	事業形態	指定	指定期間 満了日
				年月日	
須磨	駒どり巡回サービス	(福) 駒どり	連携型	H26.1.1	R7.3.31
	駒どり巡回サービス須磨南	(福) 駒どり	連携型	H31.2.1	R6.3.31
垂水	エルフあんしんセンター・垂水	(株) エルフ	連携型	H26.1.1	R7.3.31
	オービーホーム定期巡回	(福) 丸	一体型	H31.4.1	R6.3.31
西	やさしい手持子定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	(株) やさしい手	連携型	H25.1.1	R6.3.31
	正峰会あんしんケアコールセンター	(社医) 正峰会	一体型	H28.1.1	R6.3.31
	定期巡回サービス サンピラこうべ	(社) 恩徳福祉会	一体型	R2.4.1	R8.3.31

(参考1)利用者人数一覧(令和3年2月末時点)

区	事業者名	利用人数
東灘区	住吉定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター	13名
東灘区	やさしい手東灘定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2名
灘区	うみのほし定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	9名
中央区	コウダイケアサービス(株)コウダイケアコールセンター	21名
兵庫区	コウダイケアサービス(株)コウダイケアコールセンター兵庫	11名
北区	なでしこ藤原台	17名
北区	さくらホーム定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター	17名
北区	コウダイケアコールセンター北	2名
長田区	高齢者ケアセンターながたホームヘルプサービス	13名
長田区	訪問介護事業所 かなえ場	12名
須磨区	駒どり巡回サービス	14名
須磨区	駒どり巡回サービス須磨南	2名
垂水区	エルフあんしんセンター	16名
垂水区	オービーホーム定期巡回	11名
西区	やさしい手持子定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16名
西区	正峰会あんしんケアコールセンター	15名
西区	サンピラこうべ	4名
合計		195名
合計(令和2年4月1日に指定された事業所を除く)		177名

(参考2)兵庫県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡会の発足

神戸市内のサービス事業所が中心となり、平成29年9月に「神戸市定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者協議会」が発足し、サービスの普及・啓発を推進してきた。

更に、平成30年9月に今年度に兵庫県内の事業者による「兵庫県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡会」が発足(現在、兵庫県内で74事業所)。神戸市域だけではなく、県全体でサービスの普及・啓発に向けた取り組みを推進していく。